明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算定した額とし、第五号において単に「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

一　同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者（次号において単に「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この条において単に「扶養親族」という。）で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

二　同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

三～五　（略）

算定した額とし、第五号において単に「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

一　同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（次号において単に「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この条において単に「扶養親族」という。）で本人及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

二　控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

三～五　（略）

規則

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第十七号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）　別表第一

二　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第二

三　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第三

四　核燃料物質の使用等に関する規則　別表第四

五　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）　別表第五

六　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第六

七　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第七

八　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第八

九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）　別表第九

十　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）　別表第十

十一　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第十一

十二　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）　別表第十二

十三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第十三

十四　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第十四

十五　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第十五

十六　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第十六

十七　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第十七

十八　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）　別表第十八

十九　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）　別表第十九